受 900
28.9.14
小郡三井医師会

福県医発第1690号（地）
平成28年9月13日

各 医 師 会 長　殿

福 岡 県 医 師 会
会長　松　田　峻一良
（公 印 省 略）

子ども医療費助成制度等の改正について

福岡市子ども医療費助成制度につきまして、**平成28年10月1日**より、通院医療費の助成対象年齢を小学校6年生まで拡大し、さらに、下記のとおり一部自己負担を導入する旨、同市より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別紙をご参照いただく又は、福岡市保健福祉局総務部医療年金課医療助成係（092-711-4235）までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

記

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">平成28年9月30日まで</td><td colspan="2">平成28年10月1日から</td></tr>
<tr><td>医療証の色</td><td colspan="2">さくら色</td><td colspan="2">クリーム色</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通院</td><td rowspan="3">小学校就学前まで</td><td rowspan="3">自己負担額なし
※小学生は助成なし</td><td>3歳未満</td><td>自己負担額なし</td></tr>
<tr><td>3歳以上～小学校就学前まで</td><td>600円／月
（1医療機関あたり）</td></tr>
<tr><td>小学生</td><td>1,200円／月
（1医療機関あたり）</td></tr>
<tr><td>入院</td><td>中学生</td><td>自己負担額なし</td><td>中学生</td><td>自己負担額なし</td></tr>
</table>

＜注意＞

・薬局での自己負担はなし
・生活保護を受けている人は対象外
・小・中学生でひとり親家庭等医療の対象となる場合や、3歳以上で重度障がい者医療の対象となる場合は、そちらを優先して適用
・医療証について（平成28年10月以降）

0歳～小学校6年生	新医療証（クリーム色）を使用（9月中旬以降一斉発送し、差替える） ※旧医療証（さくら色）の使用不可
中学生	医療証の差替えなし・旧医療証（さくら色）の使用可 子ども医療新規資格取得者や、子ども医療証の再交付を受けたものは、新医療証（クリーム色）を使用

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　山下拓郎
会長　白石恒明

（公印省略）

保医年第184-4号

平成２８年９月１日

公益社団法人　福岡県医師会

会　長　　松田　峻一良　様

福岡市長　　髙島　宗一郎

（保健福祉局総務部医療年金課）

子ども医療費助成制度改正の周知について

時下，益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また，平素より本市医療費助成事業の運営につきましては，格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび，**福岡市子ども医療費助成制度は，平成２８年１０月１日より，新たに小学校１年生から小学校６年生までの通院医療費も助成の対象に追加するとともに，持続可能で安定した制度とするために，３歳以上小学校就学前までの通院は１医療機関あたり６００円／月まで，小学生の通院は１医療機関あたり１，２００円／月までの自己負担を導入することとなりました。**９月中旬以降に，小学校６年生までの子ども医療費助成制度対象者に新しい医療証（クリーム色）を郵送し，旧医療証（さくら色）を回収する予定となっております。

掲示用ポスターを作成いたしましたので，新旧医療証の見本と併せて送付させていただきます。

今後とも本市医療費助成制度の実施にご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

１　改正内容

裏面「福岡市の子ども医療費助成制度が変わります」のとおり

２　改正時期

平成２８年１０月１日

≪問い合わせ先≫
福岡市保健福祉局総務部医療年金課医療助成係
担当：小野・山本
TEL：(092)-711-4235　　FAX：(092)-733-5441

福岡市の子ども医療費助成制度が変わります

1　改正概要

平成２８年１０月診療分から，通院医療費の助成について，対象年齢を現行の「小学校就学前まで」から「小学校６年生まで」に拡大します。また，持続可能で安定した制度とするために，３歳以上小学校就学前までの通院は１医療機関あたり６００円／月まで，小学生の通院は１医療機関あたり１,２００円／月までの自己負担を導入します。

<table>
<tr><td>区分</td><td>H28.9.30まで</td><td colspan="2">H28.10.1から</td></tr>
<tr><td>医療証の色</td><td>さくら色</td><td colspan="2">クリーム色</td></tr>
<tr><td rowspan="3">通院</td><td rowspan="3">小学校就学前まで
自己負担額なし
（小学生は助成なし）</td><td>３歳未満</td><td>自己負担額なし</td></tr>
<tr><td>３歳以上
小学校就学前まで</td><td>６００円／月まで
（１医療機関あたり）</td></tr>
<tr><td>小学生</td><td>１，２００円／月まで
（１医療機関あたり）</td></tr>
<tr><td>入院</td><td colspan="3">中学校３年生まで　自己負担額なし</td></tr>
</table>

※薬局での自己負担はなし

2　子ども医療費助成制度（平成２８年１０月１日以降）

（1）対象者について

市内に居住し，健康保険に加入する０歳～中学校３年生までの子ども

※生活保護を受けている人は対象外

※小・中学生でひとり親家庭等医療の対象となる場合や，３歳以上で重度障がい者医療の対象となる場合は，そちらを優先して適用。

（2）医療証について

０歳～小学校６年生	平成 28 年 10 月以降は，通院が小学校６年生まで有効で一部自己負担額が印刷された新医療証（クリーム色）を使用（９月中旬以降新医療証を一斉発送し，差替える）。 ※平成 28 年 10 月以降は，旧医療証（さくら色）の使用不可。
中学生	中学生については助成内容に変更がないため，平成 28 年 10 月以降も旧医療証（さくら色）も使用可（医療証の差替えなし）。 平成 28 年 10 月以降の子ども医療新規資格取得者や，子ども医療証の再交付を受けたものは，新医療証（クリーム色）を使用。

福岡市の子ども医療証が変わります

平成２８年９月３０日まで

平成２８年１０月１日から

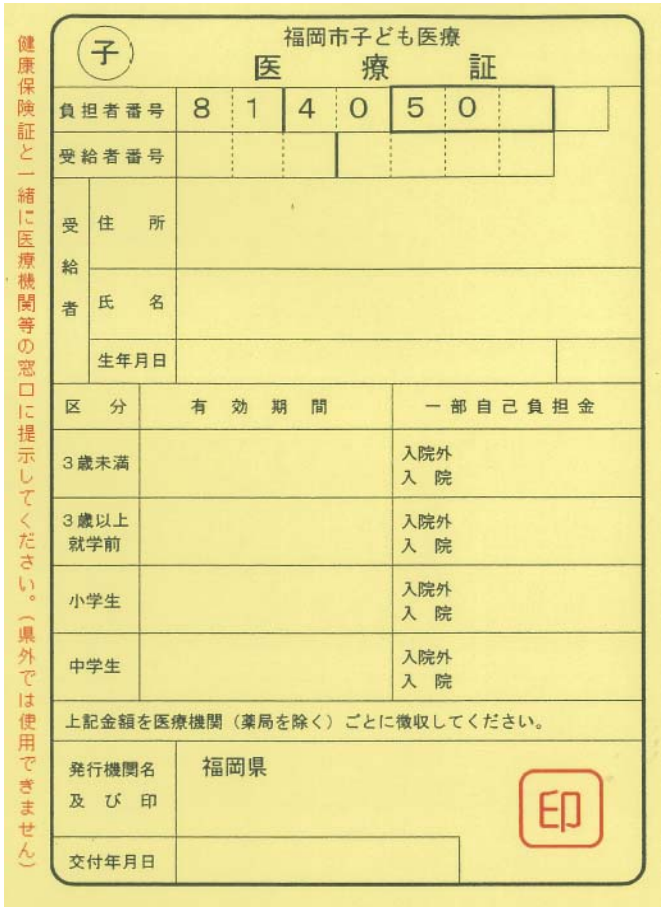

※中学生については，さくら色の医療証も引き続き使用できます。

アジアのリーダー都市へ FUKUOKA NEXT

平成28年10月から 福岡市の 子ども医療証が変わります

小学生の通院も対象になります！

3歳以上の通院は自己負担が必要になります。

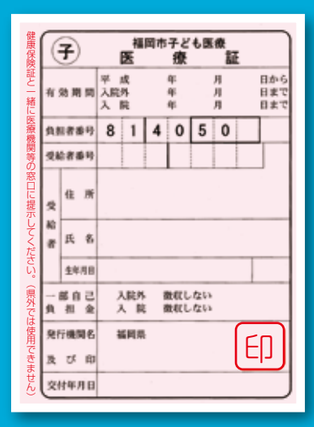

区分	平成28年9月30日まで		平成28年10月1日から	
医療証の色	さくら色		クリーム色	
通院	小学校就学前まで	自己負担額なし	3歳未満	自己負担額なし
			3歳以上小学校就学前まで ※3歳以上…3歳の誕生日の翌月1日（1日生まれの人は誕生日）から	600円/月まで （1医療機関あたり）
	小学生	助成なし	小学生	1,200円/月まで （1医療機関あたり）
入院	中学校3年生まで　自己負担額なし			

平成28年10月からも**中学生は、さくら色の医療証**を引き続き使用できます。

平成28年10月から**3歳以上の通院は一部自己負担額**がかかります。

平成28年10月から新たに**小学生の通院医療費を助成の対象**とします。

※**薬局での自己負担はありません。**
※一定の障がいのあるお子さんについては、3歳からは重度障がい者医療を優先して適用します（申請が必要です）。
※小・中学生で、ひとり親家庭等医療の助成対象者は、そちらを優先して適用します。

お問い合わせ・手続きはお住まいの区役所・出張所保険年金担当課へ